

フォローアップ研修参加申込者からの質問等  
(平成30年度6～7月分)

1	6/15 岡山
質問	<p>監査報告書の「監査の結果」の記載について、徴難リスト（領収書等を徴し難かった支出の明細書）及び振込明細書（目的追記している）が全て1万円以下のため収支報告書に添付していない場合も、</p> <p>「(1) ……（中略） ……領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。」</p> <p>「(3) ……（中略） ……収支報告書は、 ……（中略） ……領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。」</p> <p>と記載してよろしいでしょうか。収支報告書に添付されないため、監査報告書の記載が一見不整合に見えます。</p>
回答	<p>政治資金監査報告書の「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、収支報告書への添付が求められているかどうかに関わらず、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載することとなっています。</p>

2	7/6 名古屋
質問	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最近増加しつつある、クレジットカード・電子マネーによる立替払い（代表者或いはスタッフ）が行われた際の保管書類、記録方法を教えてください。</li> <li>2. インターネットやメールによる請求書、領収書等の送付（受領）も散見されます。このようなケースでの印刷書類の可否。</li> <li>3. インターネットバンキングを利用した際の保管書類についても教示願います。</li> </ol>
回答	<p><b>【1. について】</b></p> <p>立替払いの場合、物品やサービス等購入相当分の精算は、政治団体内部の事務処理であると考えられることから、支出を受けた者は、物品やサービス等を購入した相手方を、支出の年月日は、物品やサービス等を購入した時点を記載することとなり、政治団体が代表者や職員に対し行った精算について記載するものではありません。</p> <p>また、保存書類については、政治団体の代表者や職員が徴した領収書等を、政治団体の領収書等として保存することとなります。</p> <p><b>【2. について】</b></p> <p>まず、領収書等について、支出の相手方からインターネットやメールにより送付されるなど、パソコン上で確認する形式のものについても、出力した書面をもって領収書等として取り扱うことで差し支えありません。</p> <p>また、請求書については、法令上、保存しなければならない旨の定めはありません。</p>

**【3. について】**

インターネットバンキングを利用して、振込みをした場合、振込依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面に、当該書面を作成した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、振込明細書に該当しますので、当該振込明細書を保存することとなります。

また、当該振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は、当該振込明細書に係る支出目的書を作成することとなりますが、支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）には、改めて支出目的書を作成する必要はありません。